

選考試験 専門記述式問題（学芸員（日本美術史）／生涯学習概論）

次の文章を読んで、[問題]に解答しなさい。

社会教育に関する施設管理や職務権限の所管をめぐる動きとして、平成15年に地方公共団体が設置する公の施設で指定管理者制度が始まり、公立社会教育施設においても導入が進んできた。その後、平成20年にスポーツ、文化に関する事務(一部を除く)について、令和元年に教育委員会が所管する公立の図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関の設置、管理及び廃止に関する事務について、教育委員会から地方公共団体の長へ移管することが可能とされた(※1)。このように、自治体における社会教育施設の運営に関する選択肢は拡大してきたといえる。

他方で、社会教育行政の中核を担う社会教育主事の養成については、令和2年度に制度改正(※2)がなされ、社会教育主事講習や社会教育主事養成課程における学習成果が広く社会における教育活動に生かされるよう、講習の修了証書授与者は「社会教育士(講習)」と、養成課程の修了者は「社会教育士(養成課程)」と称することができるようになった。

専門性が高い社会教育士が増えることは、社会教育に関する施設管理や職務権限の移管にあたり懸念されている様々な問題の解決に繋がるのだろうか。

[問題]

公立社会教育施設の運営における社会教育士の活用可能性について、具体案を示しながら、次の条件に従って、400～500字程度で論述しなさい。

【条件】

- ①公立社会教育施設の職務権限の特例(※1)の動向を踏まえて考察し、その問題について言及すること。
- ②「学習支援者」、「政治的中立性」、「社会教育振興の基盤」の3つのキーワードを全て用いること。なお、各キーワードの初出箇所には下線を引いて示すこと。

※1 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第97号)」及び「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第26号)」を指す。

※2 「社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令(平成30年文部科学省令第5号)」により、社会教育主事講習と社会教育主事養成課程における、それぞれの科目及び単位数が改善されるとともに、「社会教育士(講習)」及び「社会教育士(養成課程)」の称号が付与がされることとなった。